

## 朝霞市パブリック・コメント手続実施要綱解説書

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定め、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参加を促進し、市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### 【解説】

朝霞市では、第3次行政改革大綱に「市民と行政をつなぐしくみづくり」を重点項目とし、開かれた市政の推進と市民参画を図ることとしており、この制度は意思決定前の施策等の情報を公表し、市民の市政への参加の機会を充実・確保することにより幅広く有益な意見等を求め、より優れた施策等の決定を行うとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民と行政の協働による開かれた市政の推進の一環として実施するものです。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、市の施策等の策定の意思決定過程において、事前にその案を公表し、市民から意見又は提案(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等の概要、当該意見等に対する市の考え方等を公表するとともに、意見決定に反映させる一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1)市内に住所を有する者
- (2)市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4)市内に存する学校に在学する者
- (5)パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### 【解説】

このパブリック・コメント制度は、市が基本的な政策又は制度等の策定の意思決定過程において、市民にその案を公表して意見又は提案を募集し、その意見等を考慮して意思決定する一連の手続であり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向性を判断する住民投票類似の制度ではありません。

この要綱によるパブリック・コメント手続を実施する実施機関は、朝霞市情報公開条例第2条に規定する実施機関のうち市の執行機関とします。

パブリック・コメント手続により意見等を述べることができる「市民等」とは、幅

広く有益な意見等を求め、より優れた施策等の決定を行う制度の趣旨から、市民等の範囲を朝霞市情報公開条例第5条に規定するもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するものと定めたものです。

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる施策等(以下「対象施策等」という。)の策定は、次に掲げるとおりとする。

(1)市の総合的な構想、計画又は個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(2)次に掲げる条例等の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市政に関する基本方針を定める条例又は宣言等

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(金銭の賦課徴収に関する条項を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定は適用しない。

(1)緊急を要するもの

(2)軽微なもの

(3)実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

(4)この要綱に定める手続に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関が行った報告、答申等に基づき策定をするもの

(5)法令に意見公募手続等が定められているもの

(6)地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

【解 説】

具体的な案件がこの要綱の対象であるかどうかは、実施機関がこの要綱の趣旨に照らして判断し、また、その判断についての説明責任を負います。

「市の総合的な構想、計画又は個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、「総合振興計画」、「都市計画マスタープラン」など全市域を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針、マスタープラン等その名称は問いません。なお、国や県の計画等との整合性を図るため策定に関して市の裁量の余地の少ないもの、特定地域を対象としたものや個別の事業実施計画などは除きます。本手続の対象となるものと考えられるものは、おおむね次のとおりです。

朝霞市基本構想、朝霞市総合振興計画、朝霞市男女平等推進行動計画、朝霞市環境基本計画、朝霞市地域福祉プラン、朝霞市障害者プラン、高齢者保健福祉計

画、朝霞市地域行動計画、健康日本21地方計画、朝霞市都市計画マスタープラン、朝霞市緑の基本計画及び生涯学習計画など。

「市政に関する基本方針を定める条例」とは、市政全般についての基本理念や基本方針等を定めるものをいい、「義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例をいい、行政サービスに係るもの、行政内部にのみ適用されるものは、この制度の対象としません。本手続の対象となるものと考えられるものは、おおむね次のとおりです。

朝霞市市民憲章、朝霞市情報公開条例、朝霞市個人情報保護条例、朝霞市行政手続条例、朝霞市自転車等放置防止条例、朝霞市男女平等推進条例、朝霞市住み良い環境づくり基本条例、朝霞市あき地の環境保全に関する条例、朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例及び朝霞市緑化推進条例など。

「金銭の賦課徴収に関する条項」については、義務を課すものに該当しますが、これらの金銭賦課徴収に関する事項を対象とした場合には、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことはパブリック・コメント手続の趣旨に合致しないことなどから対象から除外します。なお、地方自治法第74条第1項の規定において地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは、条例の制定又は改廃の直接請求の対象とされていません。

「緊急を要するもの」とは、本手続にかかる所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経る時間がないものをいい、「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないもの、上位法令等の規定により裁量の余地なく一定の基準に基づき実施するものをいいます。

附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて実施機関が意思決定を行う場合には、同様の手続を繰り返すことは効率性や費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、改めてこの手続を適用することはしないこととします。

#### (対象施策等の公表)

第4条 実施機関は、対象施策等を策定し、又は改定しようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により対象施策等の案を公表するときは、次に掲げる資料等を併せて公表するものとする。

(1)対象施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2)その他対象施策等の案に関連する資料

3 実施機関は、第3条第2項各号のいずれかに該当することによりパブリック・コメント手続を実施しないで対象施策等を策定した場合には、当該施策等の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げ

る事項のうち対象施策等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することによりパブリック・コメント手続を実施しなかった場合において、当該施策等自体から明らかでないときに限る。

(1)対象施策等の題名及び趣旨

(2)パブリック・コメント手続を実施しなかった旨及びその理由

【解 説】

公表は、「最終的な意思決定前」に行います。なお、条例案及び議会の議決を要するものにおいて「最終的な意思決定を行う前」とは、議会提案前のことをいいます。

対象施策等の案を公表するに当たっては、市民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見等を提出することができるように、案に関連する資料等をあわせて提供するよう努めることとします。

「その他対象施策等の案に関連する資料」とは、次に掲げるものから、実施機関が必要に応じて準備することとします。

ア 根拠法令

イ 計画等の策定又は改定に当たっては、上位計画等の概要

ウ 対象施策等の案の実施により生ずると予測される影響の程度、範囲等

エ 対象施策等の案を立案するに際して整理した論点

オ その他必要な資料

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)市政情報コーナー及び実施機関が指定する場所における閲覧及び配布

(2)市のホームページへの掲載

2 実施機関は、前項の規定によるほか、対象施策等の案等について次に掲げる方法を必要に応じて活用し、周知を図るよう努めるものとする。

(1)市の広報紙への掲載

(2)報道機関への発表

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、公表しようとする内容が相当量に及ぶ場合は、公表しようとする内容全体の入手方法を明示したうえで、内容の一部を省略し、公表することができる。

【解 説】

対象施策等の案の公表は、市政への関心を持つ市民等が容易に閲覧又は入手できるよう、市政情報コーナー及び実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、

市のホームページへの掲載により行います。

上記のほか、市の広報紙へ掲載、報道機関への発表などの方法により、公表情報について関心を持つ市民等が入手しやすいよう積極的な周知に努めるものとします。

公表する案及び関連資料が相当量に及ぶためその全てをホームページ等に掲載することが困難な場合には、その概要を第1項及び第2項の方法により公表することとします。この場合は、公表する案及び関連資料全体を閲覧する方法を明確にして周知することとします。

#### (意見の提出)

第6条 実施機関は、市民等が対象施策等の案についての意見等を提出するために必要とされる期間を勘案し、30日以上意見等の提出期間を定め、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、30日以上意見等の提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日未満意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、対象施策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

3 意見等の提出方法は、実施機関への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を用いることとし、実施機関が対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

4 意見等を提出しようとする市民等は、意見等を提出する際に、個人にあっては住所及び氏名、法人その他の団体にあっては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記するものとする。

#### 【解説】

意見等の提出期間の30日以上とは一応の目安を定めたもので、具体的な日数は、市民等が意見等を提出するために必要な時間を十分確保した上で、その対象施策等の案の内容の重要度や意思決定を行うまでのスケジュールを勘案し、実施機関の判断により適宜定めるものとします。

意見等の提出方法は、当該意見等が記録として残るものが望ましいため、実施機関が郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段から選択し、提出するものとします。

その際、氏名及び住所の明記を受付条件とするのは、意見等の提出に係る責任の所在を明確にすることと、意見等の内容の確認を行う可能性があることや、匿名とした場合における不適切な意見等や無責任な意見等の提出を防止するためのものであります。

(意見の取扱い及び意思決定後の対象施策等の公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、対象施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、意思決定後の対象施策等、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、提出された意見等のうち、公表することにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるもの等については、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第5条第1項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

5 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施したにもかかわらず、対象施策等を策定しないこととした場合には、その旨(別の対象施策等の案について改めてパブリック・コメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)及び次に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

(1)対象施策等の題名及び趣旨

(2)対象施策等の案の公表日

【解 説】

実施機関は、市民等から提出された意見等を十分に考慮して、対象施策等の案について最終的な意思決定を行います。また、採用、不採用にかかわらず、提出された意見等に対する市の考え方や意見に基づいて修正した場合は、その内容を最終案と併せて公表します。

この制度は、第1条に掲げる目的の達成のために市の情報収集源の拡大と多様化を図るもので、いわゆる住民投票ではなく、また、施策等の案等の賛否を問う性格のものではないため、賛否の結論だけを示した意見等に対しては、市の考え方を示さないことができます。

実施機関は、提出された意見等の数が多い場合などは、類似の意見等をまとめて公表することができ、「提出された意見等に対する市の考え方」は、適宜、整理して公表することができます。

提出された意見等の中に、個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれのある情報や公序良俗に反する意見等、公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないこととします。

(一覧表の作成及び公表)

第8条 市長は、この要綱による手続を行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載の方法により市民等に公表するものとする。

【解 説】

市長は、意見等の提出制度の適正な運用を確保するため、実施機関に対し実施結果の定期的な報告を求め、実態の把握に努めるとともに案件の一覧表を作成し、市民等に公表することとします。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年 7月 1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある対象施策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、可能な範囲において、パブリック・コメント手続に準じた手続を実施するものとする。